

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等
<p>【改正の概要】</p> <p>(1) 個人住民税の定額減税 納税者の所得割の額から、定額（本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円）を減税（納税者の合計所得金額1,805万円（給与収入2千万円）以下の場合に限定）</p> <p>(2) 不動産取得税に関する特例措置</p> <p>① 宅地建物取引業者等に関する新築家屋の取得の日等に係る特例 取得日を新築の日から1年（本則：6月）とみなす特例措置の適用期限を2年間延長（令和8年3月31日まで）</p> <p>② 住宅の取得及び土地の取得に対する税率の特例 適用期限を3年間延長（令和9年3月31日まで）</p> <p>(3) 狩猟税に関する特例措置 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲等を行った場合の軽減税率（本則の1/2）の適用期限を5年間延長（令和11年3月31日まで）</p> <p>(4) 地方消費税に関する見直し 消費税（国税）と同様に、国外事業者がデジタルプラットフォームを介してデジタルサービスを提供する場合における「プラットフォーム課税」を導入</p> <p>(5) 個人県民税（寄附金税額控除）に係る規定整備 地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）により、引用規定に条ずれが生じたことに伴う所要の規定整備</p> <p>(6) その他規定整備（自動車税種別割の税率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車の定義や総排気量に係る取扱いの明文化 ・ ローターエンジン搭載車（令和元年10月前新規登録車）の総排気量に係る取扱いの明確化 	
施行日	令和6年4月1日（ただし、（5）は公布日）
<p>【その他参考事項】</p>	